

収入
印紙

[収集運搬・処分用]
産業廃棄物処理委託契約書

年 月 日

排出事業者（委託者）

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

氏 名 市長 秋元 克広

印

収集運搬・処分業者（受託者）

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

受託者の事業範囲

（積み込み場所）

（荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号

（許可都道府県政令市名）

（ ）

（ ）

許可品目（積み込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む）

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず
動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	鋳さい				
がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	その他（ ）				
特別管理産業廃棄物（ ）								

処分業許可番号

（許可都道府県政令市名）（ ）

委託者と受託者は、委託者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（受託者の事業範囲及び許可証の添付）

第1条 受託者の事業範囲は上記及び別表1のとおりであり、受託者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可を更新した場合、又は許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、更新後又は変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第2条 委託者が、受託者に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。

2 委託者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別紙1「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

3 委託者は、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表2に記載の方法により受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬・処分料金及び支払い）

第3条 委託者の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとし、契約単価に容積または重量を乗じて得た金額とする。ただし、1 m³に満たない端数がでたときは、0.1 m³単位で、1kgに満たない端数がでたときは、0.1kg単位でそれぞれ区切るものとする。

- 2 受託者は、委託者からの連絡を受け、回収日等の打ち合わせを行ったうえで、所定日に収集運搬し、処理すること。回収は1業務対象施設(排出事業所)単位で行う。
なお、消防局庁舎については、毎月第4週の木曜日に収集運搬することとし、木曜日が祝日等の場合は、翌日に収集運搬をする。また、状況に応じて対応する。
- 3 受託者、収集の際、別紙2の札幌市消防局産業廃棄物収集処理伝票に回収した廃棄物の内訳を記入し、委託者の立会いの場で容積(m³)または重量(kg)を計量し、計量結果の記入及び確認印を受けること。
- 4 委託者は、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の写しの受領等により、受託者が廃棄物を確実に運搬・処分したことを確認したときに、受託者に料金を支払う。
- 5 委託者は、請求を受けた日から30日以内に料金を支払わなければならない。

(保管)

第4条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。)に定める保管基準を遵守し、かつ、第7条第1項に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェスト)

- 第5条 委託者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A(排出事業者保管)票を除いて受託者に交付する。
- 2 受託者は、廃棄物を受託者の事業場に搬入の都度、B1(収集運搬業者保管)票、B2(運搬終了)票に必要事項を記載し、B2(運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1(収集運搬業者保管)票を保管する。また処分が完了したときは、受託者はC1(処分業者保管)票及びD(処分終了)票に必要事項を記載した後、D(処分終了)票を処分終了日から10日以内に委託者に送付するとともに、C1(処分業者保管)票を5年間保存する。
 - 3 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、委託者から交付されたマニフェストのE(最終処分終了)票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE(最終処分終了)票を委託者に送付する。
 - 4 委託者は、受託者から送付されたB2(運搬終了)票、D(処分終了)票及びE(最終処分終了)票を、A(排出事業者保管)票とともに5年間保存する。

(最終処分に係る情報)

- 第6条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地(住所、地名、施設の名称など)、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分欄のとおりとする。
- 2 委託者は、受託者と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト(又は受領書等)及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
 - 3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、受託者は遅滞なく委託者に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

(契約期間及び保存)

- 第7条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。
- 2 委託者及び受託者は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

(法令等の遵守)

第8条 受託者は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬及び処分を行わなければならない。委託者もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(委託者の義務と責任)

- 第9条 委託者は、受託者から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに受託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受託者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
 - 3 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。

(受託者の義務と責任)

第10条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から受託者の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

- 2 受託者は委託者から委託された業務が終了した後、その都度、直ちに書面をもって、委託者に報告しなければならない。ただし、当該書面は、マニフェストのD（処分終了）票をもって代えることができる。
- 3 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。
- 4 受託者は、委託を受けている廃棄物の収集・運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難のおそれがあるとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2に定める事由が生じたときは、10日以内に、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、事由が生じた年月日及び当該事由の内容を記載した書面により委託者に伝えなければならない。
- 5 受託者は前項の規定による委託者に対する通知の写しを、当該通知の日から5年間保存しなければならない。

（業務の調査等）

- 第11条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。
- 2 委託者は、受託者に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、受託者はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

- 第12条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあっては車両が故障した場合等、処分業務にあっては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等で定める再委託基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12）に従い、あらかじめ委託者からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生を再委託することはできない。

（内容の変更）

- 第13条 委託者及び受託者は、契約期間及び最終処分の変更等については、委託者受託者協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

- 第14条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約保証金）

- 第15条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額（委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。）の100分の10以上としなければならない。

（契約の解除）

- 第16条 委託者及び受託者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。
- 2 ただし、委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。
 - ① 受託者の義務違反により委託者が解除した場合
 - イ 受託者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、委託者の指定する許可を有する別の業者に受託者の費用をもって処分を行わせなければならない。ただし、委託者の文書による承諾を得た時には、その残っている廃棄物についての処分の業務を受託者自らが行うことができる。
 - ロ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わしめるものとし、受託者に対してその負担した費用の償還を請求することができる。
 - ② 委託者の義務違反により受託者が解除した場合
受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者のもとに

ある未処理の廃棄物を、委託者の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受託者の費用負担をもって委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 委託者は、受託者又は受託者の役員等(株主等の受託者への支配力を有する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項の規定により委託者が受託者との契約を解除し、委託者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、前条第2項第1号の規定によることとする。

(協議)

第 18 条 委託者及び受託者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表1 (第1条、第2条、第3条、第6条関係)

排出事業場番号	排出事業場名称	排出事業場所在地及び連絡先		排出する廃棄物の種類					
1	消防局庁舎	中央区南4条西10丁目 電話 215-2010 総務課庶務係		混合廃棄物・廃プラスチック類・廃プラスチック 廃棄ホース・金属類・ガラスくず、陶磁器くず、コンクリート類・使用済電池・廃蛍光管					
2	消防学校	西区八軒10条西13丁目 電話 616-2262 教務課校務係		同上					
3	北消防署	北区北24条西8丁目 電話 737-2100 予防課庶務係		同上					
4	東消防署	東区北24条東17丁目 電話 781-2100 予防課庶務係		同上					
5	白石消防署	白石区南郷通6丁目北 電話 861-2100 予防課庶務係		同上					
6	厚別消防署	厚別区厚別中央1条5丁目 電話 892-2100 予防課庶務係		同上					
7	豊平消防署	豊平区月寒東1条8丁目 電話 852-2100 予防課庶務係		同上					
8	清田消防署	清田区平岡1条1丁目 電話 883-2100 予防課庶務係		同上					
9	南消防署	南区真駒内上町5丁目 電話 581-2100 予防課庶務係		同上					
10	西消防署	西区発寒10条4丁目 電話 667-2100 予防課庶務係		同上					
11	手稲消防署	手稲区手稲本町2条5丁目 電話 681-2100 予防課庶務係		同上					
排出事業場番号	廃棄物の種類 (廃棄物データシート番号)	契約単価 (税込)	予定数量 (日・週・月・年)	受託者の事業範囲			最終処分 右欄の 番号	最終処分に関する情報	
		収集運搬 処分		処分 方法	処理能力又は 埋立容量	施設の所在地			
1～11	混合廃棄物 (1)	円/m ³	74 (kg・l・m ³ ・t)		t/日 t/日			① 安定型埋立 (許可品目) 所在地 (住所、施設名等)	
1～11	廃プラスチック類 (1)	円/m ³	32 (kg・l・m ³ ・t)		t/日 t/日			方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)	
1～11	廃プラスチック 廃棄ホース (1)	円/kg	4328 (kg・l・m ³ ・t)		t/日 t/日			② 管理型埋立 (許可品目) 所在地 (住所、施設名等)	
1～11	金属類 (1)	円/m ³	56 (kg・l・m ³ ・t)		t/日 t/日			方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)	
1～11	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリート類 (1)	円/m ³	4 (kg・l・m ³ ・t)		t/日			③ (安定・管理・遮断・再生・他) 所在地 (住所、施設名等)	
1～11	使用済電池 (1)	円/kg	255 (kg・l・m ³ ・t)		t/日			方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)	
1～11	廃蛍光管 (1)	円/kg	193 (kg・l・m ³ ・t)		t/日			④ (安定・管理・遮断・再生・他) 所在地 (住所、施設名等)	
契約期間中の合計予定金額		円	契約期間は第7条記載のとおり						
備考 1 消防局庁舎における産業廃棄物の回収については、塵芥庫が地下にあるため、トラックの進入に際しては高さ制限 (2m70cmまで) があります。 2 上記以外の対象施設が発生した場合はその都度、調整することとします。 3 予定数量については、過去4年の実績を考慮して算出した量であり、令和3年度中に排出される量ではありません。									
								方法 (許可番号) 処理能力 (許可期限)	

廃棄物データシート (WDS)

(記入者/記入日)

/

1	提供年月日	令和 年 月 日 提供							
2	廃棄物名称	混合廃棄物・廃プラスチック類・廃プラスチック 廃棄ホース・金属類・ガラスくず、陶磁器くず、 コンクリート類・使用済電池・廃蛍光管			管理番号				
3	排出事業者(窓口)	名称	札幌市消防局総務部施設管理課施設係			TEL	011-215-2030	FAX	011-271-0620
		住所	〒064-8586 札幌市消防局 総務部 施設管理課 施設係			部課名	総務部施設管理課	担当者	
4	廃棄物種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input checked="" type="checkbox"/> 紙くず <input checked="" type="checkbox"/> 木くず <input checked="" type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input checked="" type="checkbox"/> ゴムくず <input checked="" type="checkbox"/> 金属くず <input checked="" type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input checked="" type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他()							
		5	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input checked="" type="checkbox"/> その他(バラ)					
6	数量	スポット	()kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式						
		継続	()kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・ $\frac{1}{1000}$ ・本・缶・袋・個・車・式 /年・ $\frac{1}{7}$ ・週・日						
7	廃棄物の安定性 ・反応性	1) 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性						
		2) 品質安定性 経時変化(有・無)	有る場合は具体的に記入						
8	廃棄物の物理的・化学 的性状	形状()	沸点()	発火点()	比重()				
		色()	融点()	pH()	水分()				
9	廃棄物の 組成・成分情報 (○×又は数値記入) <input checked="" type="checkbox"/> ○×(有無) <input type="checkbox"/> 分析値 <input type="checkbox"/> 溶出量 <input type="checkbox"/> 含有量 <input type="checkbox"/> 推計値 <input type="checkbox"/> 不明 単位:() ※測定している場合は 分析表添付 <input type="checkbox"/> 分析表添付	金属Li(×)	金属Na(×)	金属Al(×)					
		金属Mg(×)	金属Cu(×)	金属Ni(×)					
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用(ガスマスク種類:)、吸収缶種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 手袋着用() <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用() <input type="checkbox"/> その他()					
		2) 異常処置	① 応急措置	<input type="checkbox"/> 吸入時() <input type="checkbox"/> 皮膚付着時() <input type="checkbox"/> 目に入った場合() <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合()					
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃 棄物の性状変化などに起 因する環境汚染の可能性 も含む)	② 漏洩対策	除去方法()						
		③ 火災時の措置	除去作業に関する注意()						
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃 棄物の性状変化などに起 因する環境汚染の可能性 も含む)	特別注意事項(有・無) 有る場合は具体的に記入							
12	その他の情報 ※左の欄に書き切れない ときは、別紙に記入の うえ添付すること	① サンプルの提供の有無 (有 無) ② 産業廃棄物の発生工程など (有 無) 工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入するとともに、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。							

消防局産業廃棄物収集処理伝票

排出事業所(業務対象施設)

収集・運搬処理日 令和 年 月 日

(受託者)

令和 年 月 日 産業廃棄物の排出量は以下のとおり相違ありません。

種 別	量	収集単価	車号	担当者	立会者 確認印
混合廃棄物	m ³				
廃プラスチック類	m ³				
廃プラスチック (廃棄ホース)※金属を除く	kg				
金属類	m ³				
ガラスくず・陶磁器くず コンクリートくず	m ³				
使用済電池	kg				
廃蛍光管	kg				